

中野区教育委員会会議録 平成24年第22回定例会

○開会日 平成24年7月6日(金)

○場 所 中野区教育委員会室

○開 会 午前 10時00分

○閉 会 午前 11時15分

○出席委員(5名)

中野区教育委員会委員長	高 木 明 郎
中野区教育委員会委員長職務代理	大 島 やよい
中野区教育委員会委員	飛鳥馬 健 次
中野区教育委員会委員	山 田 正 興
中野区教育委員会教育長	田 辺 裕 子

○出席した事務局職員(9名)

教育委員会事務局次長	高 橋 信 一
副参事(子ども教育経営担当)	白 土 純
副参事(学校再編担当)	石 濱 良 行
副参事(学校教育担当)	宇田川 直 子
指導室長	川 島 隆 宏
副参事(知的資産担当)・中央図書館長	天 野 秀 幸
副参事(学校・地域連携担当)	荒 井 弘 巳
副参事(就学前教育連携担当)	海老沢 憲 一
副参事(子ども教育施設担当)	伊 藤 正 秀

○担当書記

子ども教育経営分野	片 岡 和 則
子ども教育経営分野	仲 谷 陽 兵

○会議録署名委員

委員長	高木明郎
委員	大島やよい

○傍聴者数 4人

○議事日程

[協議事項]

- (1) 中野区立小中学校再編計画の改定について(学校再編担当)
- (2) 教育委員会に対する陳情について(指導室長)

[報告事項]

- (1) 委員長、委員、教育長報告事項
- (2) 事務局報告事項

①平成24年度「就学前の集団生活を通して社会性の基礎が培われていると感じる子ども  
についての聞き取り調査」結果報告(就学前教育連携担当)

中野区 教育委員会  
第 2 2 回定例会  
(平成 2 4 年 7 月 6 日)

午前10時00分開会

高木委員長

おはようございます。

教育委員会第22回定例会を開会いたします。

本日の委員の出席状況は、全員出席です。

本日の会議録署名委員は、大島委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりです。

<日程・委員会運営について>

高木委員長

それでは、日程に入りますが、本日の協議事項の1番目、「中野区立小中学校再編計画の改定について」は、非公開での協議を予定しています。したがって、先に協議事項の2番目を行った後、報告事項を行い、最後に協議事項の1番目の順に進めたいと思います。

<協議事項>

高木委員長

それでは、協議事項です。

協議事項の2番目、「教育委員会に対する陳情について」の協議を進めます。

前回の協議から引き続きまして、ご質問、ご発言がありましたらお願いいたします。

大島委員

国旗掲揚に関することだったと思うのですが、ちょっと復習なのですが、区議会のほうにもそれに関連する請願・陳情が出されていたと思うのですが、議会のほうでの審議状況というのをもう一度教えていただけますか。

副参事（子ども教育経営担当）

国旗の掲揚に関する請願・陳情は計7件でございますが、6月19日の本会議で継続審査という結論が出ております。

大島委員

その継続というのはいつぐらいになるのでしょうか。あるいは、今やっているところなのか。その辺はいかがでしょうか。

副参事（子ども教育経営担当）

これにつきましては、閉会中の子ども文教委員会で審査が予定されておりますけれども、結論は次回の第3回定例会の本会議で出るということでございます。

高木委員長

私のほうからも少しおさらいをしたいと思うのですが、現在、中野区の区立学校の国旗の常時掲揚——常時掲揚というのはいろいろな定義があると思うのですが、日中に国旗を掲げているというふうに理解をした場合に、小学校で1校該当校がある、中学校についてはなしということだったと思います。あと、東京都23区の状況ですと、23区のうち、2区が全校で国旗の常時掲揚をしているということだったと思います。現状では、中野区教育委員会としては特に各区立学校に対して「やりなさい」とも「やってはいけない」とも特段の指示はしていない状況かと。私のほうから発言をしたのは、国旗を区立学校でどう扱うかということにつきましては、法令ですとか学習指導要領に基づいて適切に行うべきではないかなというようなお話をしたのかなと。

特に指導室長から、学習指導要領が示すもの、例えば我が国や外国に国旗があることを理解させ、それを尊重する態度を育てるといったことが小学校や中学校の学習指導要領にうたわれていると。私としては、そういったことが子どもたちの学習成果として得られるのかどうか、そういう視点でこの国旗の常時掲揚については考えていきたいというようなお話をしたのかなと思っております。

大島委員からもお話があったように、「もとの」と言うと語弊がありますが、今、議会の請願のほうが続いていますので、どういう判断をするのかなかなか難しいところなのです。ただ、本件については、教育委員会に対する陳情ですので、速やかにきちっと教育委員会として回答しなくてはならないなと思っております。

大島委員

これもちょっと復習になるかと思うのですがけれども、この前、私が質問させていただいたことで、国旗を掲揚するとかしないとか、どういうふうにするとか、そういうことについては学校長に権限があるというお話を承ったと思うのです。校長先生も、その判断のよりどころとしては、もちろん、いろいろな法令、学習指導要領というものに照らし合わせてということになると思うのですがけれども、そういう学習指導要領とか教育基本法とかの法令、そういうものに、「国旗を掲揚しなさい」とか、どんなふうにしなさいとかということまでの具体的な規定はないようなので、あとは校長先生のご判断ということになるかと思うのです。ただ、中野区の教育委員会として、そういうものに対する一定の見解があれば、この機会に示すということはいいとは思いますが、校長先生の権限内の事項について、余り強制するようなことは私としてはちょっと避けたほうがいいかなと。

漠然とした考えですけれども、という気はしております。

山田委員

今回の陳情書の理由の中にあるのは、先ほどから議論があるように、中野区議会に対して国旗の掲揚を求める請願が提出されているということに対しての「区立小・中学校に国旗掲揚することにならないよう求めます」という陳情なのですね。先週、私たちがいろいろ資料をいただいて協議しましたように、今、特に教育基本法が変わりまして、日本の「伝統と文化を尊重し」ということが大きくうたわれていて、これが、例えば中学校における武道の必修化であったり、和楽器の練習ということにつながってきている。また、学校教育法の中では、「我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解を導き、伝統と文化を尊重し」と、ここにも同じことが出てくるのですけれども、これを具現化しているのが私たちの学習指導要領で、指導室長からお話があったように、小学校の社会科等に出てくる「我が国や外国に国旗があることを理解させる」とかいうことにつながってきますし、また、中学校での「国旗及び国歌の意義及びそれらを相互に尊重することが国際的な儀礼であることを理解させる」ということに結びつくことになるかと思えます。これと、区立小・中学校に国旗を掲揚することということが一つのスキルとして必要かどうかということが問われているのではないかと。ですから、学校の中においては、おのおのの教科において、もしくは道徳の教科において、日本の国というものの伝統文化を尊重させるという教育が行われていて、その中に国旗・国歌が入ってきているということなので、学校に国旗が掲揚されていることがその伝統文化を重んじることを助けることになるかどうかというところはまた別の問題かもしれません。

もちろん、区議会に請願されたものを踏まえた上でということもあるかもしれませんが、学校の中でいろいろ取り組んでいるということを指導室がいろいろ検証していたことは事実ですし、現実には、1校ではありますけれども、国旗を掲揚している学校もあるということがわかったということで、今の私たちの国の伝統文化を守るということについてどのようにしていくのかなという問題になっていくのかなと思っております。

高木委員長

陳情書の中の理由のところ、「国旗国歌法が制定された1999年に政府が強制されるものではないと明言しています」という文言がありまして、具体的にどこの答弁なのかははっきり書いていないのですが、私が調べた範囲ですと、多分、6月29日の衆議院本会議で、当時の小淵総理が共産党の志位さんの質問に対する答弁ではないのかなと思うのです。そ

のときの答弁がこんな感じなのです。「学校におきましては、学習指導要領に基づき、国旗・国歌について児童・生徒を指導すべき責務を負っており、学校におけるこのような国旗・国歌の指導は、国民として必要な基礎的・基本的な内容を身につけることを目的として行われるものでありまして、子どもたちの良心の自由を制約しようとするものではないと考えております。（中略）国旗及び国歌の強制についてお尋ねがありましたが、政府といたしましては、国旗・国歌の法制化に当たり、国旗の掲揚に関し義務づけなどを行うことは考えておりません。したがって、現行の運用に変更が生じることにはならないと考えております」というのがほぼ正確な答弁だと思います。

これを読みますと、「国として全国の学校に『やれ』ということはやらないけれども、現行の学習指導要領等は国旗国歌法と矛盾しないよ」という答弁なのかなと。法律の解釈はわからないのですけれども、必ずしも陳情者の言うように、「学校でやってはいけない」という答弁をしたとはちょっと思えないのですね。だから、現に区立の小学校で1校やっているという事実を考えますと、私としては、特にその行為が法令や学習指導要領に反しているとはちょっと思えない。むしろ、その法令や学習指導要領によって適切に行われているのではないのかなと。なので、これに対して私としては「やめろ」というのはいかがかなと思うところです。

また、国旗の掲揚をする、しないの判断は「校長先生の権限だから」と余り言うと、校長先生も苦しい立場になると思います。ただ、各学校で工夫して、山田委員からもご発言があったように、日本の国のことや国旗というのはどういうことなのかということを理解させる、その一つの手段として国旗を掲揚するという選択肢をとったことについて教育委員会としてどういう判断をするかということであると、特に問題ないのではないかと私は思うのです。

飛鳥馬委員

なかなか難しい判断だろうとは思うのですね。今、委員長から細かい説明がありましたけれども、学習指導要領に定められていることは、日本全国どこの学校でもやっていると思うのですね。私たちも、教科書採択等で地図帳とかを見ますけれども、必ず世界中の国旗が出てくる。もちろん、日本の国旗だけではなくて、前回の説明にもありましたように、世界の国旗も含めて——もちろん、日本の国旗も含めて教えるといいますか、理解することによってやっていますので、教えていないのではなくて、教えてはいるということになるのだと思うのですね。それは学習指導要領の求めに応じてやっているわけなので、法的

にそうなっているわけですから、強制とか何かということではないのかもしれませんが。ただ、今、何回も問題になっているのは、国はそう言っても、中野区でどこの学校も一斉に掲揚することがどうかと。国とはかかわりなく中野区に求められている陳情書なわけですから、そのところをどうするかが非常に難しい判断だなという気がするのですね。

教育長

先ほど委員長が整理をしていただいた内容は、先週ここで議論したことを踏まえた上で整理していただいたというふうに思っていますし、私も同じ考え方なのです。区内で1校の話がありましたけれども、それ以外でも、各学校で工夫をしながら、子どもたちに国旗・国歌を含む日本の国の理解というようなことをしているわけです。先ほど大島委員からも、校長判断、校長の権限、それは決められた範囲の中でやっているわけですがけれども、校長先生にそれを押しつけるとか押しつけないとかということではなくて、校長の判断も、学校の状況や子どもたちの実情を踏まえて総合的に判断されるものであるし、その結果として1校でそうした取り組みをしているし、それ以外の学校ではそれなりのやり方で取り組みをしているというふうに思っています。指導室長も先週お話ししましたけれども、それは法令に基づいて行われていて、その中で適切に運用されていると私は判断していますので、その現状を教育委員会として確認すればよろしいのではないかなというふうに思っています。

大島委員

私も教育長のご意見と全く同じように思っているのです。今おっしゃったように、各学校でその学校のいろいろな実情、諸条件等を勘案して、校長先生がその学校に合った方法で取り組みをされているということだと思いますので、今この時点で教育委員会が「国旗掲揚はこんなふうにしなさい」というような、時間ですとか、曜日だとか、場所だとか、いろいろ具体的な指示を出すということが必要なかどうかということになりますと、私はそこまでの必要はないのではないかと。つまり、今、校長先生が取り組んでいらっしゃるような各学校の方法で特に問題ないのではないかとというふうに思っております。

高木委員長

先ほどから出ている、区議会に出ている請願そのものが今継続審査になっていますよね。仮にこれが議会で決まって教育委員会に来たとすると、それに対しても例えばやるとすると、今大島委員からも話がありましたが、どういうふうにやるのか。あるいは、やるとすると、掲揚塔をつけなければいけない学校もあるので幾らかかるのだとか、そういうこと

も含めて検討してやるような形になると思うのです。そうすると時間もかかりますし、いろいろな判断が要るのかなと思うのですね。本件の陳情につきましては、件名の文言だけ見ると「常時国旗掲揚にすることにならないように求めます」という趣旨なのかなと。そうしますと、今までの教育委員の発言を勘案すると、現行1校やっているという現状を踏まえると、これに関しては法令、あるいは学習指導要領にのっとり適切に行われると我々は考える、ここまでは合意ができたと思いますので、そういう形で陳情者の方に回答したいと思うのですが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高木委員長

では、その方向で事務局で整理していただいて回答するというところでいきたいと思しますので、よろしくをお願いします。

<報告事項>

高木委員長

それでは、報告事項でございます。

<委員長、委員、教育長報告事項>

高木委員長

まず、委員長、委員、教育長報告です。

6月29日の第21回定例会以降の活動について各委員から報告がありましたらお願いいたします。

まず大島委員。

大島委員

特にございません。

高木委員長

山田委員。

山田委員

私、昨日、2回目なのですがけれども、ワクチンパレードというデモに参加しまして、六本木から溜池の交差点を通過して厚生労働省前を通過して日比谷公園までデモをしてまいりました。3回目になるのですがけれども、例えば、細菌性髄膜炎から子どもたちを守る会とか、ポリオの会とかという患者様の団体が主催をされているものなのですが、ご承知のとおり、今、日本でもおこなわれていました予防接種を次々と国が認可をしていって、実は生後2か月

から打ち始めないと間に合わない状況にもありますし、一つずつ打っていきますと、1歳までの間に医療機関に来なければいけない回数が17回から18回に及ぶのです。これも非常にリスクですよ。病院とか診療所は必ずしも無菌的な状態ではありませんので、そういったことも考えると同時接種もしなければいけない。

では、2か月のお子さんを持つ保護者の皆様に予防接種の必要性だとか安全性だとか副作用を周知するにはどうしたらいいかという話になってきます。これは先週の土曜日に東京都医師会のほうで「地域における予防接種の啓発」ということでちょっとお話をしたのですけれども、例えば中野区は産科と小児科が連携をとるという「はじめての小児科相談」事業というのをやっていただいて3年目になるのです。妊娠期から、例えば生まれたときの赤ちゃんのミルクの話とか、沐浴の話とか、予防接種を含めて、小児科に紹介をすることで小児科の先生からその指導を受けるという事業を展開しています。21世紀の国民運動として厚生労働省が始めた「健やか親子21」の中にプレネイタルビジット（出生前小児保健指導）事業というのがあったのですけれども、それを中野区のほうに拡大していただいて、周産期周辺の小児保健指導事業ということで始めていまして、全国でも数少ない自治体の一つなのです。その取り組みをお話しさせていただきました。

もう一つは、これは国のほうの次世代育成で始まった事業がありまして、初めての赤ちゃん訪問でしたか、生後4か月までの母子に対して訪問をして指導をする。区から看護師さんとか保健師さんとか助産師さんがその家にお伺いして、お子さんの今の生育の状況だとかを見て指導するという事業をやっています。赤ちゃん訪問指導事業は全国平均が70%後半、80%弱の訪問件数なのですけれども、中野区は去年度のデータで94%に赤ちゃん訪問という事業を展開していて、そこで保健婦さんとか助産師さんが「もし予防接種でお困りでしたら、中野区のやっている『はじめての小児科相談』にかかっているのを受けてください」ということで、行政ともリンクしてやっているのです。こういったことをやっている自治体。また、区のほうでやっていただいている赤ちゃん訪問というのも非常に大切な事業で、こういったことがもうちょっと充実してくると、生後2か月からのワクチンデビューというのができ上がってくるのかなと思うのです。

でも、残念ながら、中野区もそうですけれども、東京都内ですと、里帰り分娩が多いものですから、戻ってこられるのが1か月過ぎたころ、2か月ぎりぎりになるわけですね。ですから、そこから組み立てるのだと結構忙しくなるのかなと思っています。

それから、費用負担の話なのですけれども、今の予防接種法の費用負担の中には、「区市

町村の支弁によって行っている事業である」という文言があります。ということは、国が定期に入れましても、財政的なところは区市町村にお願いすることになるので、実は東京都は多くの区が地方交付税の不交付団体ですので、国からの補助金は出ないのです。そういったことでどうしても個人負担が多くなってしまっている。実は東京都の1歳未満の予防接種の接種率は全国より低いのです。要は、ほかの地方ですと、例えば小児用肺炎球菌ワクチンを4回打つのは全て全額補助を受けているのですけれども、中野区などは補助金が3,000円ですので、お母様は1回当たり7,000円から8,000円かかるのですね。それを4回やらなければいけない。こういったことが起きてきているので、きのうのデモでは、ぜひそういった予防接種法の根幹である「市区町村の支弁で行う」ということを取り外していただいて、国の財政支出をしないといけないということで、財務省の前でもかなりシュプレヒコールを上げてきましたけれども、そういったことで、予防接種法は変わっていきますけれども、定期予防接種にしたのではちょっと弱いのかなと。

実は子ども手当のところのお金が大体3兆円かかるというお話なのですけれども、今、日本に来ているワクチンを全て国のほうで90%近く補助していただくとしても、その財源は4,500億円ぐらいなのですね。子育て支援というのをどのようにやっていくかもう少し考えていかないといけないのかなということで、きのう一日、一生懸命パレードをしてまいりました。

以上です。

高木委員長

飛鳥馬委員、お願いします。

飛鳥馬委員

特にございません。

高木委員長

田辺教育長、お願いします。

教育長

特にございません。

高木委員長

以上の報告につきまして、補足、質問、ご発言がありましたらお願いします。

(発言する者なし)

高木委員長

今、山田委員からワクチンパレードの話がありました。前にもお話ししましたが、うちの次男が今、小学校4年生で10歳ですけれども、妻が完璧に予防注射をしたと思っていたら、漏れがあって、水ぼうそうにかかって、妻は悔やんでいるのですね。確かにパズルのように打たなくてはいけないので非常に難しいですよ。あと、妻の話を聞くと、お母様の中には、「費用的にきついので、水ぼうそうぐらいだったらうつしてもらっちゃう」という、ちょっとどうかと思うようなお考えの方も正直に言う中にはいるようです。

私が学長をしている国際短大では、去年から姉妹校に1学期留学をするというのを始めました。向こうの大学は厳しいですよ。一通り予防接種の証明がないと入学許可が出ない。学生に聞いたら、「母子手帳をなくした」というと打ち直しですよ。でも、そのおかげで、向こうではそういったものがないのですので、ここで言っても詮ないのですけれども、予防接種は、保護者の方が費用負担を考えずにできるように国のほうでしていただくと、そこだけではなくて、短大、大学になってからもプラスだなと思っているところです。

ほかにご発言がないようでしたら、事務局報告に移ります。

#### <事務局報告事項>

高木委員長

それでは、「平成24年度『就学前の集団生活を通して社会性の基礎が培われていると感じる子どもについての聞き取り調査』結果報告」について、就学前教育連携担当・海老沢副参事、報告をお願いします。

副参事（就学前教育連携担当）

「平成24年度『就学前の集団生活を通して社会性の基礎が培われていると感じる子どもについての聞き取り調査』結果報告」ということで報告をいたしたいと思います。

本調査につきましては、幼稚園教育要領や保育所保育指針で小学校入学前までに社会性の基礎を培っていくということの育成をねらいとしているということから、小学校1年生の担任の先生から、ことし入学の新1年生の状況について聞き取り調査を行いまして、それをまとめたものでございます。

内容といたしまして、幼稚園、保育園での幼児教育が小学校入学における基礎的な力にどの程度結びついているかについて調査するものとして、就学前教育連携の取り組み成果の指標としていきたいということで、継続的に毎年調査をしていきたいというところでございます。

2「調査方法」といたしましては、区内の小学校8校、4ブロック2校ずつでございま

すけれども、複数学級の学校を選びまして、19学級の1学年の担任の先生に小学校入学当初の子どもの状況について聞き取り調査を行うということでございます。

期間といたしましては、5月8日から22日までの間に行ってございます。

聞き取りの項目でございますが、①といたしまして、生活面での自立の状況、②といたしまして、先生の話聞く態度や理解について、③といたしまして、集団の一員としての行動について、④といたしまして、決まりを守ろうとする姿勢について、⑤といたしまして、困っていることや自分の思いを発言できるかという状況について、最終的に⑥といたしまして、就学前の集団生活を通じて社会性の基礎が培われていると感じる子どもの割合について、小学校の先生からお伺いしたということでございます。

5「集計結果」でございますが、⑥の割合についての集計をさせていただきましたところ、8.3割の子どもたちが「小学校入学に当たっての基礎ができている」との評価をいただいたということでございます。これにつきましては、昨年度の数値が8.6割ということになってございまして、ほぼ同等の数字ということで、今年についても結果として出されております。

聞き取りされた内容について6以降にまとめてございますので、かいつまんでご紹介したいというふうに思います。

(1)の子どもについてでございますが、入学された子どもたちについては、全体として個人差が大きいというような評価が出ておりまして、二つ目の「・」でございますが、一斉指示に対する聞く態度と理解について個人差が大きいというところがございます。昨年度の調査におきましても、伝えたい気持ちが押さえられずに我慢できない傾向にあるというふうなことが言われておりまして、個別指導が必要な子どもが中にはいらっしゃるということが昨年度に引き続いて聞き取りで得たものでございます。

裏面にいきまして、②といたしまして、食が細いというようなことが言われてございます。これについては、昨年度の調査でも、給食の指導をされているお子さんとされていない子どもとの差が大きいというようなことが言われております。やはり幼児教育の中で、食育、食を通じた教育の重要性というようなことが必要であるというふうな認識を持ってございます。

③といたしまして、困っていることや自分の思いなどの発言状況についても個人差があるということで、特に第一子の方が発言力が弱い傾向にあるということを先生のほうからヒアリングを受けております。昨年度の傾向につきましても、自分の思いを伝えるという

ことができにくい傾向にあるということが言われておりまして、同様の傾向といたしまして、幼児教育、就学前教育の中では、やはりこういった自分の思いを伝えられるような自立、発言力といったところの基礎的な教育が必要かなというふうに考えてございます。

(2)といたしまして、保護者についての聞き取りでございます。やはり今年度も過干渉の傾向があるということが言われておりまして、これは昨年度になかった意見でございますが、特に1人目のお子さんについて保護者の不安といったところが反映する傾向が強いということでございます。これにつきましては、就学前の段階から保護者に対する周知といったところと子育て支援の必要性というところが必要だというふうに感じてございます。

(3)といたしまして、1年生担任の回答からというところで幾つか挙がってございます。

①ですが、入学当初の姿の中に、保育園・幼稚園での経験の積み重ねが感じられるといったことで、先生から幼児教育についての一定の評価をしていただいたということは昨年と同傾向でございました。

②といたしまして、就学前教育を意識した小学校としての工夫を幾つか聞き取りができております。就学前教育と小学校との連携といったところが小学校の担任の先生方にも大分浸透してきたということで、円滑な教育連携、接続を意識した教育が行えてきつつあるということで考えてございます。これにつきましては、今後、就学前教育プログラム等の作成を今進めているところでございますので、さらに小学校との連携を深めていきたいというふうに考えてございます。

最後の「・」でございますが、発言方法が幼い子どもということが指摘の中で多く言われておりますので、幼児教育の中で伝える力の育成を図っていく必要があるというふうに感じてございます。

最後、7「今後の課題等」でございますが、今までご紹介したとおりでございますが、就学前教育におきましても、自分の言葉で思いを伝えられる力を育てていく必要があるという認識を改めて持ったということでございます。

二つ目の「・」ですが、就学前教育を進める上で保護者の理解を進めていながら、保護者と連携しながら進めていくということが重要であるというふうな認識を持ってございます。

最後の「・」でございますが、現在、作成中でございます就学前教育プログラムについて、諸課題を生かしていながら、保護者への周知を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

ご報告については以上でございます。

高木委員長

質問がありましたらお願いします。

大島委員

一つは、まずこの調査というのは中野区独自で行っているものかどうか。今のお話ですと、多分、中野区独自でということだと思えるのですが、一応確認のためにお聞きしたいということ。

それと、このねらいですけれども、就学前の集団生活でどんなことを身につけ、どんなところが不足しているとか、そういうことを調べて就学前の教育プログラムの作成に生かそうということなのかなと今ちょっと思ったのですが、そういう理解でよろしいのかわか。

それと関連して。そうしますと、就学前に幼稚園にも保育園にも行っていなかった子どもさんというの、今少ないのかもしれないのですが、いないことはないかと思うのです。そういう集団生活を経験していないお子さんの位置づけというのはどうなのかなと、今聞いていてちょっと思ったのですが、お願いします。

副参事（就学前教育連携担当）

この調査につきましては中野区独自で行っているものでございまして、就学前教育の連携といったことにつきまして、特に中野区として重視して施策として進めていくということでございますので、その成果指標といいますか、そういったことも把握していく必要があるということで、その成果といったところを捉えるために継続的に行っていこうというふうに考えてございます。これにつきましては、今後連携のための指針となる就学前教育プログラムというものをつくっていくに当たりまして、この教員の先生からの聞き取り等についてその内容の中に溶け込ませていきながら、さらに先生方の理解と、あと、保育園、幼稚園の教職員の理解というものを深めるための資料として活用していきたいというふうに考えてございます。

さらに、幼稚園、保育園に通っていないお子さんですが、中野区の場合、95%以上の方がどちらかに通っているということでございます。数パーセントの方が通っていないという現状でございますけれども、就学前教育プログラム等、そういった内容の周知、広報等を広く図っていきながら、そういったお子さんについても、小学校に当たっての連携についての理解を深めていくという取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

## 飛鳥馬委員

せっかく調査したので生かしてほしいなと思いますが、今言われたように、保育園や幼稚園に伝えることもなかなか難しいこともあるのかなと思うのです。小学校の1年生がこういう状況ですよと、数字的な例、実態をそのまま持って行って説明されて、だから、何とか頑張りましょうという言い方になってしまうと、かなりの負担になるのだらうと思うのです。つまり、幼稚園や保育園は、個々の発達のバランスが小学校1年生より一層個人差が大きいと思うのです。それから、保育園も幼稚園も、何年行ったとか、年数がみんな同じではないというのがありますので、その辺のところをうまく伝えながら、また、幼稚園、保育園の先生方にもどうしているかお聞きしながらうまくいくといいなと思っているのです。

## 副参事（就学前教育連携担当）

保育園、低年齢児になればなるほど、少数で保育士が見るという形になっておりまして、いわゆる手厚い個人指導という形になると思います。それが小学校に行く上でだんだん集団的な指導になっていくということになりますので、そこをうまく継ぎ目なく子どもたちが集団行動になれて、小学校への教育のほうに移っていけるような形で、連携が継ぎ目なくできるようなことを目指して進めてまいりたいというふうには考えてございます。

## 山田委員

子ども教育部になって、こういった資料がだんだん出てきていて、いいことではないかと思うのです。こういうこともやっていただいているのだなと思って、今拝聴しました。

ただ、この聞き取りの項目の1から6までですけれども、具体的にはこのような内容で聞いているというのがもしあれば、出していただいて、このような問いかけをしてこういう評価をしているということになるのかなと思うので、もう少し具体的なほうがわかりやすいのかなというふうに思いました。

それから、今、私たち教育委員会では、連携というのが一つのテーマなので、こういったものを大切にして、この評価を幼稚園、保育園に返して、またそこでいろいろ検討していただく。中学校でも同じですよ。中学校で行われたものについて小学校にも返していく。そういったことが連携の基礎となってくるので、保育園、幼稚園の皆さんは大変だろうと思いますけれども、こういうところが不足しているよというような具体的なフィードバックをしてあげたほうがわかりやすいのかなというふうに思っています。僕は小学校の校医をやっているのですが、確かに中野区の小学校の保護者の皆様方は、いろいろ提出物

をお願いすると、かなりしっかり書いてきていただいて、これはすごいことだなと思うのですね。区によっては保健調査票がきちんとそろわない区もあると聞いてびっくりしたのですけれども、そんなことは本区ではないのではないかと。それだけ保護者の意識が高いし、逆に言うと、学校にいろいろなことをお願いしているということも出てくるのかなと。それは裏腹ですけれども、学校に協力しようという大きなあらわれだと僕は思っているのです、非常すばらしいことではないかなというふうに思っています。

ただ、この中に出てきたように、困ったことがあっても、先生に聞かずにというのは、今まで社会生活の中の家庭という社会から、今度は、本当の学校という社会に行ったときにどのようにするのかというのが大切なことで、これはどうなんでしょうか、就学前にやることなのか、学校へ入ってからやることなのか、この辺はなかなか難しいかなと思いますけれども、こういった傾向にあることがわかって、すばらしいデータではないかと思えます。ぜひこれはフィードバックしていただければと思います。

副参事（就学前教育連携担当）

今回の結果につきましては、保育園や幼稚園へのフィードバック等を行いまして、連携がさらに進むための一つの資料として十分活用していきたいというふうに考えてございます。

高木委員長

これは非常にいい取り組みだと思うのですが、今後も継続的に聞き取り調査を行うということなのですが、これはもう聞き取りをしてもしようがないのではないかと。聞き取り調査をして全体の傾向を把握して、問題点や課題を設定したら、客観調査をすべきなのではないかなと思うのです。

例えば、子どもの動向がありますよね。それを担任の先生が見ます。それに対してセンターの職員が聞き取り調査をします。すごいバイアスがかかっているではないですか。そこで、例えば「昨年度の8.6が8.3になりました」と言われてもちょっと分析しづらいですよ。あるいは、傾向として、「入学当初、特に第一子やひとりっ子の母親の不安が子どもの姿に反映している傾向が強い」と言われても、全然証拠がないですよ。どういうデータで言っているのですかと。例えば、給食を食べる量が少ない、時間がかかる、でも、担任の先生かわっていますから、その先生の主観ですよ。だから、中野区の子どもたちの傾向を調べるという意味で、ある程度ヒアリング調査をするのはいいのですが、次の段階では、調査票を使った調査に移行していかないと、分析して反映というのは難しいのでは

ないのかなど。それはお金もかかりますから、必ずしも毎年ではなくても、3年に一度とか5年に一度でもいいのではないのかなと私は思うのです。

例えば、京都市が2001年8月に「生活・意識調査が示す小学校1年生のすがた」という調査・研究をやっているのですね。京都市が小1プロブレムの課題が出たときに課題整理をして、いろいろなことが少子化や世帯数の変更によって対人スキルが育っていないのではないとか、親の子育てに対する意識が変わっているのではないとか、いろいろな課題を持って、京都市は広いですけども、市内の小学校13校、第1学年33学級を層化抽出して調査票で調査をやっているのです。小学校1年生ですけども、平仮名を使って、担任がサポートして、結構きちっとした調査が出ているのですね。ただ、それを毎年の中野区でやるというのは難しいと思うのですが、やってはいかんとは言いませんし、この調査自体はすごく価値があると私は思うのですけれども、ちょっと次のステップをやっていかないと、例えばそれを調査結果として、漠として「第一子に発言力が弱い傾向がありますよ。それを就学前教育で生かしてください」と言われても、多分ちょっと困ってしまうと思うので、より検討していただくこともちょっと考えていただけたらなぐらいの要望なのですけれども。

以上です。

副参事（就学前教育連携担当）

委員のおっしゃるとおりでございまして、この就学前教育の連携といったところでは、緒についたところでございまして、今後、プログラムをつくってそれで終わりということではなくて、それをもとにさらに発展したり、改良していくということがございます。その中で客観的な調査というのも今後検討しなければいけないと考えておりますけれども、今の段階では、毎年調査するお子さん方も変わるわけでございます。また、教員の方々もまた変わっていくということで、一つ大きな意味としては、こういった連携をさらに理解を深めていくといったところの一つの理解を深めるための取り組みといったところの意味合いも多く含まれているというふうに考えています。これは一つの結果として捉えまして、さらに次の段階に行く場合には、そういった調査も検討していかなければならないというふうには考えております。

高木委員長

よろしいでしょうか。

（発言する者なし）

高木委員長

それでは、ほかに報告事項はありますでしょうか。

事務局

ありません。

高木委員長

それでは、協議事項の1番目に戻ります。

「中野区立小中学校再編計画の改定について」の協議を進めます。

<非公開の決定>

高木委員長

ここでお諮りをします。

協議事項の1番目、「中野区立小中学校再編計画の改定について」は、具体的な校名を挙げて協議を行うことが想定されます。公開の会議の場で、まだ確定していない学校名を挙げて協議を進めると、区民に対する影響は非常に大きいものと考えられます。また、そのことによって公正な審議が保てないことも予想されます。したがって、本協議につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項ただし書の規定により、会議を非公開とし、その会議録についても、再編計画の改定素案が発表されるまでの間は非公開としたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高木委員長

ご異議ございませんので、非公開とすることと決定いたします。

恐れ入りますが、傍聴の方は会場の外にご退場をお願いいたします。また、本協議事項に関係のない事務局幹部職員につきましても退場をお願いいたします。

(傍聴者・事務局幹部職員退場)

(以下非公開)

(平成24年第6回臨時会における会議録の公開決定に基づき、以下非公開部分を公開)

<協議事項> (続)

高木委員長

それでは、学校再編担当・石濱副参事から説明をお願いします。

副参事 (学校再編担当)

それでは、「中野区立小中学校再編計画の改定について」、今後具体的な協議を進めていただくために課題の整理をするための資料を用意いたしました。資料のご説明をいたします。

本日、資料を4点配付しております。

1点目の資料が、「中期・後期の再編の内容と統合の条件等」についてです。始めに、現在示している中期・後期の再編の内容ということで、平成17年に学校再編計画を策定した際に示した中期・後期の再編の学校の組み合わせを載せております。資料に記載してあるとおり、小学校が四つの組み合わせで9校を5校に、中学校が二つの組み合わせで5校を3校にするものです。

次に、「統合の条件等」として、学校規模、通学区域、学校施設の点から、統合を考える条件等を示しております。

まず、(1)として、現在望ましい規模は、小学校が12学級から18学級、中学校が9学級から15学級ですけれども、この望ましい規模になっていない学校を示しております。

次に、(2)として、「今後、小規模化が見込まれる学校（今後5年間の推計ですべての年度が望ましい規模を満たさないと見込まれる学校）」を示しております。

次に、(3)として、「小中学校の通学区域の整合性が図られていない中学校」を示しております。これにつきましては、南中野中と七中以外の全ての中学校が該当します。

次に、(4)として、「平成29年度までに校舎の主要部分が50年を経過する学校」を示しております。

裏面にまいりまして、3「統合の優先度等」として、既に小規模化が進んでいる学校の現状を示しております。

次に、4として「基本的な考え方に基づく再編計画改定の視点」ということで、既に確定いただきました「中野区立小中学校再編計画改定における基本的な考え方」に基づきまして、具体的な協議を進めていく際の視点について4点示しております。

初めに、小・中学校の連携の推進のために通学区域を見直し、小学校と中学校の通学区域を整合させるというものです。見直しに当たりましては、極端に不定形な通学区域を整

形することですとか、中学校の位置をできる限り通学区域の中心にすること、それから、町会や自治会の区域をできる限り尊重することなども求められております。

二つ目が、学校と地域・家庭との連携の推進です。

三つ目が、望ましい学校規模の確保ということで、集団教育のよさを生かした学校教育を目指すとともに、通学区域や施設バランス等を考えまして、小学校におきましては12学級から18学級、中学校におきましては9学級から15学級程度を目指すものです。

四つ目が、校舎の改修・改築の計画の策定です。

これらの視点で検討することとあわせまして、「※」で記載の事項につきましては、学校再編計画の改定にあわせて別途検討してまいります。

1点目は、小・中学校の連携と、学校と地域・家庭との連携の推進です。よりよい教育環境を整えていくために、小学校と中学校の学区域の整合を図り、小学校と中学校の連携を推進していくこと、それから、学校と地域・家庭との連携の推進をしていくことについて検討していきます。

2点目が、学校施設の改築計画についてです。統合する学校だけでなく、区立学校の校舎全体が次々と建築してから50年を経過することになりますので、区立学校全体についての学校施設改築計画を検討してまいります。2点目の資料が「平成23年度推計による年度別児童・生徒数及び学級数一覧」というもので、A3判横のものです。左側の表が、小中学校全学年を35人学級として推計したもの、右側の表が、小学校第1学年と第2学年については35人学級、中学校の第1学年については37人学級として、それぞれ平成24年度から29年度までの6年間の推計をしたものです。したがって、学級数の推計につきましては左右の表で相違が出てきております。例えば、各表一番右側の列、平成29年度の推計ですけれども、表の真ん中のあたり、小学校の全学級数の推計が、左の表では319学級というふうになっておりますけれども、右の表では298学級と21学級の差が出ております。中学校の推計では、左の表では106学級ですが、右の表では99学級と7学級ほどの差が出ております。

3点目の資料が「小学校と中学校の通学区域の関係」、平成24年度のもので、表の縦の行に小学校、横の列に中学校を記載してあります。小学校から見れば、それぞれの小学校が進学する中学校、中学校の側から見れば、それぞれの中学校に進学してくる小学校の関係がわかる表となっております。

例えば、縦の行の一番上の桃園小の行を見ますと、桃園小からは二中と十中の2校に進

学していることがわかります。また、横の列の一番左、二中の列を見ますと、二中には桃園小、中野本郷小、向台小の3校から進学してくることがわかります。横の列の七中と南中野中については太線で囲ってあります。これは、七中が江古田小と江原小の2小学校、南中野中は中野神明小、多田小、新山小の3小学校と、通学区域の整合性がとれていることがわかります。これ以外の小学校と中学校につきましては通学区域の整合性がとれておらず、学校によっては5校ないし6校の小学校から一つの中学校に進学しているというのが現状です。

4点目の資料が「再編対象校の土地・建物状況と統合の課題等について」というものです。始めに、中野神明小、多田小、新山小の3校につきまして、それぞれの学校の校地面積、校舎の主要部分が50年を経過する時期、児童・生徒数と学級数、借地の有無とその状況、統合の課題等について記載をしております。以下、桃園小と向台小、大和小と若宮小、鷺宮小と西中野小、三中・五中・十中、それから四中と八中につきまして、それぞれ同様に土地・建物の状況と統合の課題等について記載をしております。

資料の説明は以上でございます。今後、小・中学校の学区域の整合のことですとか再編の協議を進めていただくこととなりますけれども、本日のところは、どのような形で協議を進めていくのか、検討していただければというふうに考えております。

以上です。

高木委員長

ちょっと休憩してもいいですか。

暫時休憩いたします。

午前11時8分休憩

午前11時12分再開

高木委員長

それでは、定例会を再開いたします。

山田委員。

山田委員

今、事務局からご説明いただきましたように、4番目に「基本的な考え方に基づく再編計画改定の視点」というのがありましたけれども、私たち教育委員会では、今、連携ということ非常に念頭に置いていますので、特に小・中学校の連携の推進ということを考えていく上で、通学区域も見直さなければいけないということになると、一つの核となる中

学校を中心として、それに幾つかの小学校が入ってくるということを一つの基本として通学区域を見直していくということを第一義的に考えながら、あとは小規模化の問題と建てかえの時期、この辺を加味していきながら案をつくっていくというふうなやり方でいかがでしょうか。

高木委員長

そうですね。何か案的なものがないとちょっと協議がしづらいと思いますので、今山田委員からもご発言がありましたが、まず中学校区について先に少し議論をして、もちろん、そこで小学校の通学区域との整合性を図ってまた戻ることになって、先に中学校区を決めるということではないのですが、まず大きいほうからやったほうが議論が進みやすいと思いますので、できれば事務局のほうからそういったたたき台の資料をまず出していただいて、それをもとに議論を進めたいと思うのですが、いかがでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

高木委員長

それでは、「中野区立小中学校再編計画の改定について」は、本日の協議内容を踏まえて事務局のほうで資料を用意していただいて、改めて進めたいと思いますので、準備をお願いいたします。

高木委員長

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、教育委員会第22回定例会を閉じます。

午前11時15分閉会